

相続手続きが必要な 出資金はございませんか？

当 JA に出資をされているご家族の方が、お亡くなりになった場合は、出資金の相続手続きが必要です。お心当たりの方は、お近くの各支店までご相談ください。

小浜支店／0120-10-5472

名田庄支店／0120-15-5472

大手町支店／0120-20-5472

大飯支店／0120-16-5472

上中支店／0120-13-5472

高浜支店／0120-18-5472